

強制抑留の実態調査等に関する補足資料

令和7年 8月 25日

シベリア抑留者問題とは

概要

- 昭和20年8月9日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国(当時)の地域で強制抑留された。
- 抑留者は、極寒の地で、長期間にわたり、劣悪な環境のもと、多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

※抑留された者 約 575,000人(うちモンゴル 約14,000人)
うち死亡したと認められる者 約 55,000人(うちモンゴル 約 2,000人)

抑留中死亡者特定のための照合調査方法

ロシア側資料

➢H3～死亡者名簿、個人資料、登録カード 等

- ① ロシア側から提供された複数の資料により同一人物と思われる資料を抽出。
- ② 日本側資料より上記①に対応する特定候補者の資料を抽出。
- ③ 特定候補者について、ロシア側資料及び日本側資料に記載されている個人情報(氏名、住所、生年月日、所属部隊、死亡年月日、死亡場所、死因等)を調査票に記入する。

日本側資料

➢陸海軍人事資料(留守名簿、履歴原表 等)
➢ソ連関係資料(ソ連関係死亡者索引簿、地区別死亡者名簿、死亡処理済者名票 等) 等

- ① 調査票に記入された、ロシア側資料及び日本側資料の個人情報(氏名、住所、生年月日、所属部隊、死亡年月日、死亡場所、死因等)の内容確認。
- ② さらに、部隊行動、武装解除後の作業大隊の編成及び入ソ後の収容所に至るまでの経緯を調査し、個人の身元を総合的に判定。

特定

お知らせ
御遺族へ

特定件数
(令和7年3月末現在)
旧ソ連 39,585人
モンゴル 1,522人

お知らせ件数
(令和7年3月末現在)
旧ソ連 37,443人
モンゴル 1,402人

解析・照合

遺骨収集事業の流れ

情報収集

- ①資料調査
・海外の公文書館から取得した関係資料等を調査
- ②現地調査
・埋葬地等特定のための調査

遺骨収集計画の策定

- ①相手国政府等と調整
- ②遺骨収集実施計画の策定

遺骨の収容・鑑定は、令和2年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に沿って実施。

遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認
- ③検体のみを持ち帰り
※ 検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管
- ④持ち帰った検体のDNA鑑定等
※ 日本人の遺骨であるかの判定を行う
※ 並行して身元特定のためのDNA鑑定も実施
- ⑤遺骨の日本への送還

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

遺族に返還

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

※平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、埋葬地記録や記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合に、希望する遺族に対して身元特定のためのDNA鑑定を実施。平成29年度以降、順次対象地域を拡大しながら、手掛かり情報が無い遺骨についてもDNA鑑定を実施している。

慰霊巡拝

趣旨

- 昭和51年度から、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域等で、戦没者の慰霊を目的として慰霊巡拝を行っている。
なお、沈没した艦船等の戦没者に対しては、適宜船舶を使用して洋上での慰霊を実施している。

実施状況

※直近5年度、旧ソ連等地域のみ

(令和7年3月末時点)

年 度	地 域	参加者
令和2	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせた。	0
令和3	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせた。	0
令和4	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせた。	0
令和5	カザフスタン共和国	2
令和6	カザフスタン共和国、ウズベキスタン共和国	10

戦没者慰霊碑の建立

戦没者慰霊碑の建立

- 旧主要戦域等ごとに中心となるべき地域1箇所を選び(※)、戦没者の慰霊と平和への思いを込めて戦没者慰霊碑を建立している。
- ※ 硫黄島、フィリピン共和国、アメリカ合衆国((自治領)北マリアナ諸島サイパン島、アラスカ州アッツ島)、パプアニューギニア独立国(ラバウル市、ウエワク市)、ミャンマー連邦共和国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、パラオ共和国、インドネシア共和国、インド共和国、ロシア連邦(ハバロフスク市、サハリン州(樺太))、モンゴル国の15箇所(下線は抑留中死亡者慰霊碑の建立地域)。
- また、既に建立した慰霊碑については、維持管理が適切に行われるよう相手国関係機関等と維持管理に関する契約を締結している。

旧ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑の建立

- 平成12年度以降、旧ソ連邦の地域で、地方政府(州、地方、共和国など)が無償による用地の提供及び慰霊碑の維持管理を約束した場合に、小規模慰霊碑を建立している(16箇所)。

旧ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑の建立状況

No	地 域	建 立 地	竣工年月
1	タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12.9
2	クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12.9
3	ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チェルノゴルスク市	平13.9
4	スベルドロフスク州	ロシア連邦スベルドロフスク州ニージニタギール市	平13.9
5	ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15.9
6	ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
7	ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
8	アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
9	オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20.9
10	ジョージア	ジョージア トビリシ市	平22.3
11	沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチョム市	平22.11
12	アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11
13	ザバイカル地方	ロシア連邦ザバイカル地方チタ市	平25.7
14	タンボフ州	ロシア連邦タンボフ州ノーヴァヤ・リャダ町	平29.3
15	イルクーツク州	ロシア連邦イルクーツク州イルクーツク市	平29.8
16	カザフスタン共和国	カザフスタン共和国アスタナ市	令5.3